



市 章

大津市公報

令 和 5 年 12 月 25 日
号 外 (第 65 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
○ 条	
66 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
67 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
68 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
69 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	2

条 例

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和5年12月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第66号

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第2条 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和5年12月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第67号

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第2条 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和5年12月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第68号

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第2条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第69号

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第2条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。